産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)(案)

(平成 27 年 2 月 ○ 日)閣 議 決 定)

一. 産業競争力の強化に関する施策についての基本方針

(1)「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」の策定とこれまでの取組 我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却 させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業 競争力を強化することが重要である。このため、平成 24 年 12 月に「日本経済再 生本部」を、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」を設置し、平成 25 年 6 月に、大 胆な金融政策、機動的な財政政策に続く経済政策の「第三の矢」として、「日本再 興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)を策定した。

その後、産業競争力会議における検討を経て、経済の好循環を引き続き力強く回し続け、日本経済全体としての生産性を向上させ、稼ぐ力(収益力)を強化するべく、成長戦略のギアを一段階シフトアップするため、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)を策定した。

さらに、生まれつつある経済の好循環の流れを力強く回し続け、景気回復の波を全国津々浦々の地域にまで及ばせるため、スピード感を持って、強力に実行・実現していくことが極めて重要であるところ、平成26年12月、日本経済再生本部において、「アベノミクス成長戦略の実行・実現について」として、農業、医療、エネルギー、雇用といったいわゆる岩盤規制改革を始めとして、我が国の社会経済の構造を変革し、世界で最もイノベイティブな国となるよう目指す方針を取りまとめた。

また、成長戦略関連法律については、一昨年の臨時国会並びに昨年の通常国会及 び臨時国会において、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)など四十本を 超える法案が成立したところであり、これらの法律をしっかりと実行することが 重要である。

(2)「重点施策」の着実な推進

日本経済再生はいまだ道半ばであり、これまで取り組んできた施策を加速・具体化しつつ、必要な法的措置を速やかに講じるなど、引き続き「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂 2014」に盛り込まれた施策を迅速かつ確実に実行していく。このため、本実行計画において、産業競争力強化法第6条第3項に定める「重点施策」として、当面3年間で期限を定めて実施される規制・制度改革等を中心とした産業競争力の強化に関する施策について、現時点で施策の内容、実施期限及び担当大臣を明らかにできるものを二において具体的に示す。なお、「必要な法的措置を

速やかに講じる」とされているものについては、現時点で予定しているものを記載しており、今後の検討によって追加等の変更があり得る。

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関連

(1) 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

日本経済の3つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」)を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、平成25年度以降の5年度の期間(平成29年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取組を進める。

このため、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣1
コーポレートガバ	コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会	内閣総理大臣
ナンス・コードの	議でとりまとめた、複数の独立社外取締役の選任や、政策	(内閣府特命
策定等	保有株式の保有に関する方針の開示及びそのねらい・合理	担当大臣(金
	性についての具体的説明等を含めたコーポレートガバナン	鬲虫))
	ス・コード(原案)に基づき、東京証券取引所が、2015	
	年の株主総会のシーズンに間に合うように、新たに「コー	
	ポレートガバナンス・コード」を策定することを支援す	
	る。新コードについては、東京証券取引所の上場規則によ	
	り"Comply or Explain"(原則を実施するか、実施しない	
	場合はその理由を説明するか)を求めるものとする。	
産業の新陳代謝に	私的整理を含め、少数債権者の不合理な反対によって事業	内閣総理大臣
向けた事業再生の	再生が妨げられないようにするため、2015 年 3 月を目途	(内閣府特命
促進	に取りまとめが予定されている「事業再生に関する紛争解	担当大臣(金
	決手続の更なる円滑化に関する検討会」による報告も踏ま	融))
	えつつ、同報告取りまとめ後、関係省庁において企業再生	法務大臣
	に関する法制度や実務運用の在り方を見直す。	経済産業大臣
企業と投資家との	企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催	内閣総理大臣
対話の促進	日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその	(内閣府特命
	運用の在り方についての検討を行い、産業関係団体等にお	担当大臣(金
	けるガイドラインの検討を行う。また、企業の投資家に対	融))
	する情報開示等について、一体的な開示をする上での実務	法務大臣

¹ 産業競争力強化法第6条第3項において、本実行計画における「担当大臣」とは内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、産業競争力強化法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を参考として記載している。

i 		
	上の対応等を検討する。これらについて平成 26 年度末を	経済産業大臣
	目途に議論のとりまとめを行う。	
グローバルベンチ	グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成	経済産業大臣
マークの設定	長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評	
	価指標(グローバルベンチマーク)について幅広く検討	
	し、必要に応じ、産業競争力強化法第 50 条等(市場構造	
	の調査・公表)により、収益力向上に向けた取組等や新陳	
	代謝を後押しする。	
ベンチャー支援	創業 10 年未満の新規中小企業者について官公需における	経済産業大臣
	受注機会の拡大を図るため、必要な法的措置を速やかに講	
	じる。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開	
	発機構において、今年度中に、ベンチャー企業等に対する	
	公的研究資金に関する配分目標を設定すべく、同機構の中	
	期目標の改定を行う。	
サービス産業の生	地域経済に与える影響が大きく集中的に取り組むべき業種	内閣総理大臣
産性向上	や業種横断の課題に関して、サービス産業の活性化・生産	(内閣府特命
	性の向上策を検討するため、関係省庁が参画する「サービ	担当大臣(金
	ス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チー	融))
	ム」において検討を進める。	総務大臣
		厚生労働大臣
		農林水産大臣
		経済産業大臣
		国土交通大臣

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立って、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上の実現に向けた思い切った政策を、その目標・期限とともに具体化する必要がある。

このため、少子化対策に直ちに取り組むと同時に、世界水準の高等教育や失業なき労働移動の実現を進める一方で、若者・女性・高齢者等の活躍の機会を拡大する。これらにより、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる社会を構築する。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
働き過ぎ防止のた	時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると	厚生労働大臣
めの取組強化	考えられる企業等に対する監督指導を徹底するとともに、	
	中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増	
	賃金率の適用猶予の見直し、働き方の見直しに向けた企業	
	労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数	
	の時季指定を使用者に義務づける等の年次有給休暇取得促	

	進策等について、労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な	
	法的措置を速やかに講じる。	
時間ではなく成果	時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手の	厚生労働大臣
で評価される制度	ニーズに応えるため、一定の年収要件(例えば少なくとも	
への改革	1000 万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職	
	業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生	
	活の調和を図りつつ、労働時間の長さと賃金のリンクを切	
	り離した「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフ	
	ェッショナル労働制)」を創設することとし、労働政策審	
	議会の建議を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	
裁量労働制の新た	企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者	厚生労働大臣
な枠組みの構築	が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、	
	組織の在り方や業務の形態の変化に応じた対象範囲の拡	
	大、手続きの簡素化や対象労働者の健康確保を図る等、	
	「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働	
	政策審議会の建議を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講	
	じる。	
フレックスタイム	柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月を	厚生労働大臣
制の見直し	またいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の	
	延長、年次有給休暇を活用した報酬を減らすことなく働く	
	ことができる仕組みなどについて労働政策審議会の建議を	
	踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	
職務等を限定した	導入企業に対するコンサルティングや助成制度等、「多様	厚生労働大臣
「多様な正社員」	な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援につ	
の普及・拡大	いて平成26年度中に検討し、平成27年度から実施する。	
予見可能性の高い	「あっせん」「労働審判」「和解」事例について平成 26 年	厚生労働大臣
紛争解決システム	度中に分析を行い、平成27年6月までに活用可能なツー	
の構築	ルを整備する。併せて、諸外国の判決による金銭救済がで	
	きる仕組み等に関する調査研究を行い、その結果を踏ま	
	え、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、平成	
	27年中に幅広く検討する。	
労働者派遣制度の	いわゆる 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の	厚生労働大臣
見直し	取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等の見直しについ	
	ての労働政策審議会における検討を踏まえ、必要な法的措	
	置を速やかに講じる。	
ジョブ・カードの	ジョブ・カードの普及が進んでいない現状を厳しく総括し	厚生労働大臣
抜本的見直し(ジ	た上で、平成 26 年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜	
ョブ・カードから	本的に見直すとともに、普及浸透のための方策について検	
「キャリア・パス	討し、結論を得る。	
ポート (仮称)」へ)		

能力評価制度の見	労働市場のマッチング機能の最大化に向けて、技能検定制	厚生労働大臣
直し	度の見直しや、対人サービス分野の実践的な職業能力検定	
	の整備等、能力評価制度全体の見直しをはじめ、職業能力	
	開発促進法を含む政策全体の在り方について検討を進め、	
	労働政策審議会において早期に結論を得て、必要な法的措	
	置等を速やかに講じる。	
女性の活躍推進に	「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」の実現	内閣総理大臣
向けた新たな法的	に向けて、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目	(女性活躍担
枠組みの構築等	標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定	当大臣)
	等を求めるべく、必要な法的措置を速やかに講じる。	厚生労働大臣
「放課後子ども総	「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の徹底活	文部科学大臣
合プラン」の推進	用等、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室	厚生労働大臣
	の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよ	
	う、平成 26 年 11 月に改正した次世代育成支援対策推進法	
	に基づく「行動計画策定指針」により、自治体に今年度内	
	の計画策定を求める。	
待機児童解消加速	平成 25 年・26 年度の 2 か年で約 20 万人分(児童人口の	厚生労働大臣
化プランの推進	減少等による定員減少を加味すれば約 19 万人分)、平成	
	27年度からの3か年で約20万人分(上記の減少を加味す	
	れば約21万人分。)の保育の受け皿を確保することで、平	
	成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約 40 万	
	人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつ	
	つ、「待機児童ゼロ」を目指す。	
子育て支援員の創	地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育	厚生労働大臣
設	児経験等が豊かな地域の人材が活躍できるよう、必要な研	
	修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組	
	みを子ども・子育て支援新制度の施行(平成 27 年 4 月)	
	に併せて創設する。	
若者の雇用・育成	若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、総合的な対策	厚生労働大臣
のための総合的対	について検討を行い、必要な法的措置を速やかに講じる。	
策の推進		
高度外国人材受入	留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援につき、平成	内閣総理大臣
環境整備	27 年度から、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハ	(内閣府特命
	ローワークの留学生コーナー等を母体とし、大学や JETRO	担当大臣(経
	等と連携しつつ、留学生と留学生の採用に積極的な企業等	済財政政策))
	のマッチング機能の充実に向け省庁横断的な取組を開始す	文部科学大臣
	る。	厚生労働大臣
		経済産業大臣
外国人技能実習制	・ 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置	法務大臣
度の抜本的な見直	するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	厚生労働大臣

	・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充た	
	し、優良であることが認められる場合、技能等のレベ	
	ルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長	
	(3年→5年)につき、必要な法的措置を速やかに講	
	じる。	
	・ 介護の対象職種追加に向け、質の担保等、介護サービ	厚生労働大臣
	スの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度	
	設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した	
	段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応でき	
	ることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時	
	に対象職種への追加を行う。	
持続的成長の観点	製造業における海外子会社等従業員の国内受入れにつき、	法務大臣
から緊急に対応が	国内受入れを柔軟に認める要件や、事業所管省庁の関与を	経済産業大臣
必要な分野におけ	有する新たな手続等の具体的な制度設計を平成 26 年度中	
る新たな就労制度	に行い、平成27年度内の制度開始に向けて、必要な措置	
の検討	を速やかに講じる。	
	介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等	法務大臣
	につき、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学	厚生労働大臣
	生が引き続き国内で就労できるための新たな在留資格を創	
	設するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
大学改革	・ 「国立大学改革プラン」に基づき、平成 27 年度末ま	文部科学大臣
7 () 9 ()		文即行于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各	文即符于八臣
7 () 9 ()		· 文即行于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各	文 即杆于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を	文 即行于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡	文 即行于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規	文 即行于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。	文 即行于八巴
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。 ・ 平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28	文 即行于八臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。 ・ 平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本	又即行于八巴
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。・ 平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。	又即鬥子八巴
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。 ・ 平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。 ・ 大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した	又即行于八巴
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。・平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。・大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。	又即行于八巴
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。・平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。・大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。・第3期中期目標期間が開始する平成28年度に向け、	又即鬥子八巴
グローバル化等に	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。・平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。・大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。・第3期中期目標期間が開始する平成28年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的	文部科学大臣
	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。・平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。・大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。・第3期中期目標期間が開始する平成28年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進する。	
グローバル化等に	でに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進(1万人規模(平成26年度に6千人規模)に拡大)等を図る。・ 平成27年年央までに、第3期中期目標期間(平成28年度~)における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。・ 大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。・ 第3期中期目標期間が開始する平成28年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進する。平成30年までに国際バカロレア認定校等を200校へ大幅	

(3) 科学技術イノベーションの推進

日本を世界で最もイノベイティブな国とするため、絶えず革新的な技術シーズ

が生み出され、そのシーズを円滑に事業化する仕組みづくりを進めるとともに、知的財産戦略や営業秘密保護の強化を推進する。これらにより、「技術でもビジネスでも勝ち続ける国」を目指す。

また、日本発でのロボットによる新たな産業革命の実現を目指す。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
「橋渡し」機能強	・独立行政法人産業技術総合研究所(産総研)において、	内閣総理大臣
化等の研究開発法	研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受	(内閣府特命
人の改革	入れを基本とすること等の改革を行い、平成 26 年度中	担当大臣(科
	に、受託研究等企業からの収入について、フラウンホー	学技術政策))
	ファー研究機構(独)を参考に、現行の3~4倍程度と	総務大臣
	すべく数値目標を検討する。	文部科学大臣
	・ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	厚生労働大臣
	(NEDO)において、プロジェクト・マネジメントの強化、	農林水産大臣
	ベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改	経済産業大臣
	革を推進し、平成 26 年度中に、NEDO の新規採択額に占	国土交通大臣
	める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援	環境大臣
	割合を欧州主要国並みとなる2割程度とすべく数値目	
	標を検討する。また、産業界のオープンイノベーション	
	の推進を図るため、「オープンイノベーション協議会」	
	の設立を支援する。	
	・ 産総研及び NEDO における先行的な取組について、適切	
	に進捗状況の把握・評価を行い、その結果を受け、「橋	
	渡し」機能を担うべき他の公的研究機関に対し、対象分	
	野や各機関等の業務の特性等を踏まえて展開する。	
	・ 研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えた人	
	材結集・循環の場 (イノベーションハブ) の形成に向け	
	た取組を推進する。また、世界最先端の産学官集積地を	
	生み出していく。	
クロスアポイント	大学、研究開発法人、民間企業におけるクロスアポイント	内閣総理大臣
メント制度	メント制度の積極的活用を促進するための医療保険・年金	(内閣府特命
	や退職金等の扱いに関する基本的枠組と留意点を取りまと	担当大臣(科
	めたことを受けて、平成27年度から導入の加速に向けて、	学技術政策))
	各機関において規程の整備がなされること等を含め、関係	総務大臣
	府省において推進する。	文部科学大臣
		厚生労働大臣
		農林水産大臣
		経済産業大臣
		国土交通大臣
		環境大臣

	/ to A ~ 1 1 1 1 1 / to A ~ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
研究資金制度の再	総合科学技術・イノベーション会議を中心として、研究者	内閣総理大臣
構築	が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るま	(内閣府特命
	でシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方	担当大臣(科
	など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反	学技術政策))
	映する。	
新たな研究開発法	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年	内閣総理大臣
人制度の実現	12月24日閣議決定)に基づき、世界トップレベルの成果	(内閣府特命
	の創出が期待される「特定国立研究開発法人(仮称)」を制	担当大臣(科
	度化するため、必要な法的措置を可能な限り速やかに講じ	学技術政策))
	る。	
職務発明制度・営	・ 職務発明制度の見直しについて、現行の法定対価請求	経済産業大臣
業秘密保護の強化	権と実質的に同等の権利を保障することを前提に、発	
	明のインセンティブに関する企業・従業者間の調整ガ	
	イドラインを政府が策定した上で、職務発明に関する	
	特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることとす	
	る産業構造審議会特許制度小委員会の報告書を踏ま	
	え、必要な法的措置を速やかに講じる。	
	・ 我が国企業の営業秘密の流出防止を強化するため、刑	
	事上の措置については処罰範囲の拡大、法定刑の引上	
	げや非親告罪化等、民事上の措置については立証負担	
	の軽減、除斥期間の延長等について検討を行い、必要な	
	法的措置を速やかに講じる。	
ロボットによる新	平成27年1月に策定された「ロボット新戦略」のアクショ	内閣総理大臣
たな産業革命の実	ンプラン(5カ年計画)に基づき、人材育成、次世代技術	(内閣府特命
現	 開発や国際展開を見据えた規格化・標準化等の分野横断的	担当大臣(科
	 取組や、ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・	学技術政策)、
	災害対応・建設、農林水産業・食品産業の分野別取組を着	内閣府特命担
	実に実施する。また、様々なロボット関係者のニーズ・シ	当大臣(消費
	ーズのマッチング・解決策の創出や国際標準の戦略的な立	者及び食品安
	 案・活用等を行う「ロボット革命イニシアティブ協議会	全))
	を立ち上げる。	総務大臣
		文部科学大臣
		厚生労働大臣
		農林水産大臣
		経済産業大臣
		国土交通大臣
		白工人地八世

(4) 世界最高水準の IT 社会の実現

IT を活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
パーソナルデータ	ビックデータ時代において、個人情報及びプライバシーを	内閣総理大臣
の適正な利活用に	保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、IT	(情報通信技
向けた制度整備	 総合戦略本部において取りまとめられた「パーソナルデー	術(IT)政策
	タの利活用に関する制度改正大綱」を踏まえ、必要な法的	担当大臣、内
	措置を速やかに講じる。	閣府特命担当
		大臣(消費者
		及び食品安
		全)、社会保
		障·税一体改
		革担当大臣)
		総務大臣
ビックデータの利	データの組織の壁を越えた共有・連携によって、新たなビ	総務大臣
活用が価値を生み	ジネスの創出や社会課題の解決を更に促すための環境整備	経済産業大臣
出す環境整備	を進める。	
	準天頂衛星などの宇宙インフラのデータや携帯電話事業者	総務大臣
	等の保有する位置情報などの各主体が独自に保有する地理	国土交通大臣
	空間情報(G空間情報)を集約し、検索・活用可能とする	
	G 空間プラットフォームの運用を平成 28 年度から開始す	
	ることとし、その利活用に係るルール整備等を進める。	
公共データの民間	公共データをビジネス利用等がしやすい形式・ルールの下	内閣総理大臣
開放	でインターネットを通じて公開するため、国におけるオー	(情報通信技
	プンデータの質・量の更なる向上・拡大を図るとともに、	術(IT)政策
	地方公共団体におけるオープンデータの取組を普及する観	担当大臣)
	点から、今年度中に「地方公共団体オープンデータ推進ガ	
	イドライン」を策定する。	<i>∆∧ ∀₩ ↓ ₩</i>
	全1,788 地方公共団体が保有するデータを集約・公開する	総務大臣
	公共クラウドを今年度中に整備し、公共データの民間開放	
[Tm == 2	を推進する。	→ 目目 ◇公 マロ 「 「 戸 ・
「IT コミュニケー	従来は IT の活用を想定していなかった手続き等につい	内閣総理大臣
ション導入指針	て、諸外国調査や全数調査を踏まえITの活用可能性とその際に以票したと批署等に関する基本的表えてお敷理した	(情報通信技
(仮称)」の策定 	の際に必要となる措置等に関する基本的考え方を整理した	術(IT)政策
	指針(「ITコミュニケーション導入指針(仮称)」)を平成 27 年夏までに築字し、これな「まのさし」よりて従来の	担当大臣)
	27年夏までに策定し、それを「ものさし」として従来の	
	手続き等の検証を進めることで、対面・書面交付が前提と	
マイナンバー制度	されているサービスや手続き等の見直しを加速させる。 平成28年1月に予定されているマイナンバー制度の利用	内閣総理大臣
の積極的活用等	開始や、平成29年1月を目途とされている情報提供等記	(社会保障・
マノ介具介型をリイロ / 円 守	別を1、一次 47 十1月を日座とさ46(いる旧報促供寺記	税一体改革担
		忧一件以早担

	録開示システム (いわゆる「マイ・ポータル」) の整備に	当大臣)
	向けた取組を加速する。	
	金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの	内閣総理大臣
	公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつ	(情報通信技
	つ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題、マイナ	術(IT)政策
	ンバーカードの普及に向けた取組並びに行政における公開	担当大臣)
	情報への法人番号付番に向けた取組及び法人番号の活用方	総務大臣
	法等について検討を進め、特にマイナンバーの利用範囲拡	経済産業大臣
	大の方向性については中間とりまとめを踏まえ今年度中に	
	明らかにする。	
世界最高レベルの	第4世代移動通信システム(4G)の更なる高度化と我が国	総務大臣
通信インフラの実	技術の国際展開支援のため、平成27年度までに国際的に	
用化	調和のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保す	
	る。	
料金低廉化・サー	産業の競争力強化のための情報通信分野の競争政策につい	総務大臣
ビス多様化のため	て、情報通信審議会による答申を踏まえ、電気通信事業法	
の競争政策の見直	改正等の必要な法的措置を速やかに講じる。	
L		
無料公衆無線 LAN	・ 観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の	総務大臣
環境の整備等	整備を促進するため、関係事業者・団体等の参画によ	国土交通大臣
	る協議会を活用し、エリアオーナーに対する整備の働	
	きかけ、認証手続の簡素化・一元化に向けた検討、海	
	外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への	
	支援等を進める。	
	・ 国内発行 SIM カードの利用開始手続きの改善や国際ロ	
	ーミング料金の低廉化その他訪日外国人旅行者が国内	
	に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化等についての	
	検討を踏まえ、必要な法的措置等を速やかに講じる。	
サイバーセキュリ	サイバーセキュリティ基本法に基づき、平成 27 年夏まで	内閣総理大臣
ティ推進体制等の	に新たなサイバーセキュリティ戦略を策定するとともに、	(内閣官房長
強化	政府機関のサイバーセキュリティ監視機能及び国内外の脅	官)
	威情勢、インシデント情報等の集約・分析機能強化等の措	
	置を講じる。 	
	「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」(2014年5	内閣総理大臣
	月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、サイバーセ	(情報通信技
	キュリティに関する人材の量的不足の解消と突出した能力	術(IT)政策
	を有する人材の確保のため、情報処理技術者試験の見直し	担当大臣)
	など、平成 28 年度までに必要な措置を講じる。	経済産業大臣

(5) 立地競争力の更なる強化

企業が活動しやすい国とするため、規制改革の突破口である国家戦略特別区域の創設やPPP/PFIの活用拡大、コンパクトシティ等の推進などにより、産業基盤の強化を図るとともに、都市と地域の競争力を更に高める。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
成長志向に重点を	平成 27 年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財	
置いた法人税改革	源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しする	(内閣府特命
	ために税率引下げを先行させ、国・地方を通じた法人実効	担当大臣(経
	税率(現行 34.62%)を、平成 27 年度に 32.11%(▲2.51%)、	済財政))
	平成 28 年度に 31.33% (▲3.29%) に引き下げることを決	総務大臣
	定。このために必要な法的措置を速やかに講じる。引き続	
	 き、平成 28 年度以降の税制改正においても、20%台まで引	
	き下げることを目指して、改革を継続していく。	
国家戦略特区の加	平成 26 年臨時国会において、審議未了により廃案となっ	内閣総理大臣
速的推進	 た、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環	(地方創生担
	 境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値	当大臣、内閣
	に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする	府特命担当大
	国家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制	臣(国家戦略
	改革メニューを追加し、必要な法的措置を速やかに講じ	特別区域))
	る。	
	改革のスピードを加速させるため、「『日本再興戦略』改訂	
	2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)及び「国家戦略特区	
	における追加の規制改革事項等について」(平成 26 年 10 月	
	10 日国家戦略特別区域諮問会議取りまとめ) の記載事項並	
	びに平成 26 年夏の全国提案を踏まえ規制改革等を行うべ	
	きもののうち、法改正を要しないものは、遅くとも本年度	
	内に実現する。	
	また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改	
	革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に	
	進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な	
	支援を行う「地方創生特区」を、今春を目途に、新たに指	
	定する。	
	さらに、遠隔医療、自動飛行等の「近未来技術に関する実	
	証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大	
	胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も	
	念頭に、自治体とのマッチングを図る。	
公共施設等運営権	昨年6月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラ	内閣総理大臣
等の民間開放	ンに係る集中強化期間の取組方針について」を取りまと	(内閣府特命
(PPP/PFI の活用	め、民間資金等活用事業推進会議において決定した。	担当大臣(経
拡大)	同「取組方針」に基づき、平成28年度末までの3年間を集	済財政政策))

	中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用	厚生労働大臣
	した PFI 事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空	国土交通大臣
	港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する	
	とともに、平成34年までの10年間で2~3兆円としてい	
	る目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこと	
	とする。	
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法	国土交通大臣
	律に基づき仙台空港において、また、関西国際空港及び大	
	阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する	
	法律に基づき関西国際空港及び大阪国際空港において、平	
	成 27 年度末までに空港運営事業を開始する。	
	安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を	内閣総理大臣
	出向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの	(内閣府特命
	移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万	担当大臣(経
	全な実施を図るために必要な法的措置を速やかに講じる。	済財政政策))
		厚生労働大臣
		国土交通大臣
	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする	内閣総理大臣
	特例措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案に	(地方創生担
	ついて、必要な法的措置を速やかに講じる。	当大臣)
		国土交通大臣
コンパクトシテ	平成 26 年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交	国土交通大臣
ィ・プラス・ネット	通活性化再生法に基づき、国土のグランドデザイン 2050 や	
ワークの形成の推	交通政策基本計画も踏まえ、コンパクトシティ・プラス・	
進	ネットワークの形成を着実に推進する。このため、平成 26	
	年度中に関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チ	
	ーム (仮称)」を設け、都市のコンパクト化と公共交通ネッ	
	トワークの形成に向けた市町村の取組を強力に支援する	
	体制を構築する。さらに、路線再編・サービスレベルの向	
	上等により地域公共交通ネットワークの再構築を出資に	
	より支援するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
公的·準公的資金	GPIF をはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方に	総務大臣
の運用等の見直し	ついては、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性	財務大臣
	格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施	文部科学大臣
	策を迅速かつ着実に実施すべき所要の対応を行う。	厚生労働大臣
	GPIF については、年金制度、法人の組織論等の観点から今	
	後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策	
	の取組を加速すべく所要の対応を行う。	
資金決済高度化等	即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協	内閣総理大臣
	会が諸外国の動向も参考に取りまとめた最終報告も踏ま	(内閣府特命
	え、全銀システムの土日祝日を含む稼動時間拡大の平成30	担当大臣(金

	年中の実現を目指した取組が進められるよう促す。	融))
	商流情報 (EDI 情報) の添付拡張については、流通業界と	経済産業大臣
	金融機関との 11 月に行った共同システム実験の結果等を	
	踏まえつつ、速やかにシステム導入されるように促す。	
豊富な家計資産が	確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力	厚生労働大臣
成長マネーに向か	促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の	
う循環の確立	改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等(個人型確定拠	
	出年金の加入可能範囲の拡大や中小企業への確定拠出年	
	金制度の普及等)について、社会保障審議会企業年金部会	
	の議論を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	
電力システム改革	「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣	経済産業大臣
	議決定)に基づく電力システム改革の第3段階として、電	
	気事業法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 74 号)	
	附則第 11 条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年ま	
	でを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規制撤	
	廃等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
ガスシステム及び	エネルギー基本計画に基づき、産業ごとに存在していたエ	経済産業大臣
熱供給システム改	ネルギー市場の垣根を取り払う観点から、電力システム改	
革	革とあわせ、ガスの小売業への参入の全面自由化等を実施	
	するため、必要な法的措置を速やかに講じるとともに、熱	
	供給事業についても、その供給義務及び料金規制を廃止す	
	る等の必要な法的措置を速やかに講じる。	

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新中堅企業・中小企業・小規模事業者は、世界に誇るべき産業基盤であり、こうした産業基盤の革新が、地域経済を再生させ、我が国の国際競争力を強化することにつながる。このため、地域のリソースの活用、中堅企業・中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進及び国内外のフロンティアへの取組促進を進める。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
「ふるさと名物」	中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底な	経済産業大臣
の開発・販路開拓	ど消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地	
推進	域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推	
	進する。このため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
地域の中堅企業等	マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発	経済産業大臣
を核とした戦略産	を促進するため、中小ものづくり高度化法の対象技術にデ	
業の育成	ザイン等を追加するなど平成 26 年度中に支援制度を見直	
	す。	
小規模事業者の振	独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業	経済産業大臣
興に向けた枠組み	共済制度について、事業承継支援の強化等を図るため、必	
の整備	要な法的措置を速やかに講じる。	

連携中枢都市圏構	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し	総務大臣
想等の推進	つつ、活力ある社会経済を維持するため、「地方中枢拠点	国土交通大臣
	都市圏」及び「高次地方都市連合」を平成 26 年度に統合	
	し、創設した「連携中枢都市圏」について、平成27年度	
	において地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行っ	
	た上で、対象となる都市(圏)の条件を確定させ、その形	
	成に努める。あわせて、地方圏における定住の受け皿の形	
	成を目的とする「定住自立圏」について、人口の観点を含	
	めこれまでの取組成果を再検証し、その結果を踏まえ、必	
	要な対応策を検討する。	

2.「戦略市場創造プラン」関連

(1) 国民の「健康寿命」の延伸

平成42年には、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供することにより、国民の健康寿命が延伸する社会を目指すべきである。

このため、次の3つの社会像の実現を目指す。

- ① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会
- ② 医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会
- ③ 病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
予防・健康管理の	全ての健康保険組合を始め、医療保険者が、平成26年度	厚生労働大臣
推進に関する新た	以降、順次、レセプト・健診情報等を活用した「データへ	
な仕組みづくり	ルス計画」の作成・公表を行い、平成 27 年度までにレセ	
	プト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施す	
	ることを推進する。	
食の有する健康増	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企	内閣総理大臣
進機能の活用	業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示でき	(内閣府特命
	るようにするための新たな方策について、「食品の新たな	担当大臣(消
	機能性表示制度に関する検討会」報告書及び消費者委員会	費者及び食品
	での審議を踏まえ、平成 26 年度中に結論を得た上で実施	安全))
	する。	農林水産大臣
医療・介護等を一	・ 非営利新型法人制度の創設については、速やかに結論	文部科学大臣
体的に提供する非	を得て、平成 27 年中に制度上の措置を講ずることを目	厚生労働大臣
営利ホールディン	指す。このため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
グカンパニー型法	・ 当該新制度を活用した他病院との一体的経営実現のた	

人制度(仮称)の創	めに大学附属病院を大学から別法人化できるよう、必	
設	要な制度設計について、平成26年度中に検討・結論を	
	得て、平成 27 年度中に制度上の措置を目指す。	
医療用医薬品から	セルフメディケーションの推進に向け、医薬品(検査薬を	厚生労働大臣
一般用医薬品への	含む)の医療用から一般用への転用(スイッチ OTC)を加	
移行(スイッチ	速するため、以下の措置を講ずる。	
OTC) の促進	・ 企業の承認申請に応じて速やかな審査を行う。このた	
	め、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査	
	の予見性を高め、企業の開発を促すため、承認審査に	
	おける審査期間の目標設定やその短縮、企業からの相	
	談に対応する体制の拡充等について、平成 26 年度か	
	ら順次措置を講じる。	
	・ 海外の事例も参考に、平成26年度中に産業界、消費	
	者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組み	
	となるよう措置を講じる。	
個人に対する健	以下について、本年1月に社会保障制度改革推進本部で決	厚生労働大臣
康・予防インセン	定された医療保険制度改革骨子に沿って、所要の措置を速	
ティブの付与	やかに講じる。	
	・ 保険者の保健事業として、加入者へのヘルスケアポイ	
	ントの付与や現金給付等を行うことができる旨を明示	
	し、その普及を図る。	
	・ 財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるよ	
	うにすることを可能とするなどのインセンティブの導	
	入について、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検	
	討する。	
保険者に対する健	後期高齢者支援金の加算・減算制度について、保険者に対	厚生労働大臣
康・予防インセン	するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、特定	
ティブの付与	健診・保健指導の効果検証等も踏まえつつ、本年1月に社	
	会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨	
	子に沿って、所要の措置を速やかに講ずることを目指す。	
経営者等に対する	以下の論点について検討し、所要の措置を平成26年度中に	内閣総理大臣
健康・予防インセ	講ずることを目指す。	(健康・医療
ンティブの付与	・ 企業等が健康投資を評価するための指標の構築	戦略担当大
	・ 健康経営銘柄(仮称)の設定の検討	臣)
	・「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR	厚生労働大臣
	報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関す	農林水産大臣
	る取組」を記載等	経済産業大臣
先進的な医療への	抗がん剤に続き、再生医療や医療機器についても専門評価	厚生労働大臣
アクセス向上(評	組織を平成26年度中に立ち上げ、保険収載に向けた先進	
価療養)	医療の評価の迅速化・効率化を図る。	

療養時のアメニテ	選定療養について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行	厚生労働大臣
ィの向上(選定療	う仕組みを構築する。具体的には、現行の選定療養の利用	
養)	状況について、早期に調査するとともに、学会等を通じ、	
	定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組み	
	を平成 26 年度中に構築する。	
革新的な医療技術	革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果	厚生労働大臣
等の費用対効果分	の観点を平成 28 年度を目途に試行的に導入する。	
析の導入等		
「日本版コンパッ	医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開	厚生労働大臣
ショネートユー	発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者	
ス」の導入	に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組みの	
	導入に向けた検討を進め、平成27年度から運用を開始す	
	る。	
「患者申出療養	困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に保険外併	厚生労働大臣
(仮称)」の創設	用療養として使用したいという思いに応えるため、患者か	
	らの申出を起点とする新たな保険外併用療養費制度の仕組	
	みとして「患者申出療養(仮称)」を創設する。このた	
	め、必要な法的措置を速やかに講じる。	
地域医療連携ネッ	自治体ごとに個人情報保護条例やその運用(患者同意の取	厚生労働大臣
トワークの普及促	り方等)が異なっていることが、地域医療連携ネットワー	
進	クの普及促進のための課題となっているとの指摘があるこ	
	とを踏まえ、平成26年度中に全国各地の事例の収集及び	
	成功事例の分析を行い、所要の措置を講じる。	
医療の国際展開	各国と署名を行った二国間の医療・保健分野に関する協力	内閣総理大臣
	覚書等に基づき、医師・看護師等の人材育成や公的医療保	(健康・医療
	険制度整備の支援、医療サービス拠点等の医療関連事業の	戦略担当大
	展開、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国	臣)
	での許認可手続の簡素化等を行うべく、平成27年度中に具	外務大臣
	体的な事業に着手する。	厚生労働大臣
		経済産業大臣

(2) クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

アジアを始めとする新興国での需要の増大、シェールガス革命を経た供給構造の変化、世界及び各地で高まる環境負荷など、変わりゆくエネルギー情勢の中で、低廉な価格で必要なときに必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる社会を実現する。また、時間・場所の制限を越え、エネルギー需給の無駄を省き、エネルギーを余すことなく徹底的に活用することにより、環境負荷を減らし、日本全体で最適なエネルギー利用を実現する。

このため、次の3つの社会像を実現したエネルギー最先進国を目指す。

- ① クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会
- ② 競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会

③ エネルギーを賢く消費する社会

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
電力システム改革	「電力システムに関する改革方針」(平成 25 年 4 月 2 日	経済産業大臣
(再掲)	閣議決定)に基づく電力システム改革の第3段階として、	
	電気事業法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 74	
	号)附則第 11 条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32	
	年までを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規	
	制撤廃等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じ	
	る。	
新築住宅·建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、大規模な	経済産業大臣
の省エネ基準への	建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エ	国土交通大臣
適合義務化	ネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等について、	
	必要な法的措置を速やかに講ずる。	
民間事業者の海洋	民間事業者の海洋資源開発分野への参入促進に向けた環境	内閣総理大臣
資源開発分野への	整備のためのアクションプランについて、来年度半ばまで	(海洋政策担
参入促進に向けた	に策定する。	当大臣)
環境整備のための		
アクションプラン		
策定		

(3) 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

世界最先端の技術力を有するセンサーやロボットなどのデバイス・システム技術や宇宙インフラによる測位・観測技術、データ管理・活用技術などが駆使され、世界共通の課題であるインフラ老朽化問題対策のフロントランナーの地位を築くため、次の二つの社会像の実現を目指す。

- ① 安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会
- ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
インフラ長寿命化	「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日イン	内閣総理大臣
基本計画の策定	フラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) に	(内閣官房長
	基づき、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管す	官、復興大臣、
	る者は、平成 28 年度末までに「インフラ長寿命化計画	国家公安委員
	(行動計画)」を策定する。	会委員長、内
		閣府特命担当
		大臣(科学技
		術政策)、内閣
		府特命担当大
		臣(宇宙政

		策)、内閣府特
		命担当大臣
		(経済財政政
		策)、情報通信
		技術(IT)政
		策担当大臣)
		総務大臣
		法務大臣
		外務大臣
		財務大臣
		文部科学大臣
		厚生労働大臣
		農林水産大臣
		経済産業大臣
		国土交通大臣
		環境大臣
		防衛大臣
次世代社会インフ	次世代社会インフラ用ロボットについて、平成26年4月	経済産業大臣
ラ用ロボット、モ	からの公募を踏まえ、直轄事業の現場における検証・評価	国土交通大臣
ニタリング技術の	を行い、開発・改良を促進し、平成28年度以降、直轄事	
研究開発・導入	業における試行的導入を経て本格導入を図る。また、社会	
	インフラのモニタリング技術について、平成26年9月か	
	らの公募を踏まえ、現場における検証・評価を行い、その	
	結果を踏まえ、随時、現場導入を図る。	

(4) 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

地域の資源を活用し、世界の消費者や企業を惹きつけることで、自律的・持続的に稼ぎ、豊かに発展していく地域社会を成り立たせる。このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

- ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
農地中間管理機構	平成27年春先(4月を目途)に、農地の集積・集約化及	農林水産大臣
による農地集積・	び企業も含めた担い手の新規参入状況等の実情を把握し、	
集約化	平成 26 年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績を評	
	価する。その上で、必要な措置を講じることにより、同機	
	構を通じた農地集積・集約化を推進する。	
米の生産調整の見	米の生産調整の見直しについては、平成30年産米からを	農林水産大臣
直しのための環境	目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行	
整備	われるよう取り組むとともに、その環境整備を進める。	

農業委員会・農業	「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に	農林水産大臣
生産法人・農業協	沿って、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の	
同組合の一体的改	役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性	
革	化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な	
	改革を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
6次産業化の推進	農林漁業成長産業化ファンドにおける農林漁業者の出資割	農林水産大臣
	合の取扱いについて、農林漁業の6次産業化の政策目的を	
	十分に踏まえながら、ガイドラインの策定、サブファンド	
	の出資割合の引上げといった措置の状況も見つつ、平成	
	27 年末を目途として総合的に検討を進める。	
輸出環境の整備	国際的に通用する HACCP をベースとした規格とその認証ス	厚生労働大臣
	キームを官民連携の下で検討し、構築する。平成 27 年度	農林水産大臣
	早期に国際的に通用する GAP の規格づくりを進める。	
ジャパン・ブラン	平成27年早期に水産物等の分野において品目別輸出団体	農林水産大臣
ドの推進	を整備し、輸出促進の取組を支援する。	
外国人旅行者の滞	消費税免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、平成	財務大臣
在環境の改善	27年4月より、商店街等における免税手続きを、「免税手	経済産業大臣
	続カウンター」でまとめて行えるようにする手続委託型輸	国土交通大臣
	出物品販売場制度を創設するとともに、外航クルーズ船が	
	寄港する港湾における免税店に係る届出制度を創設する。	
外国人の長期滞在	海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度につい	法務大臣
を可能とする制度	て、産業競争力会議における議論も踏まえ、関係省庁と調	
の創設	整を行いつつその具体的な内容を早急に確定させるととも	
	に、必要な措置を講じ、平成27年度早期に実施する。	

3. 「国際展開戦略」関連

世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、在留邦人や日系企業等の安全対策を強化しつつ、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、インフラシステムの受注を促進する。加えて、在外公館、政府関係機関などを有効に活用しつつ、世界に通用する技術や意欲を持つ中堅・中小企業等の支援や戦略的なクールジャパンの推進など我が国の優位性を最大限に活かし海外市場獲得を図る。

また、国内のあらゆる企業や人材がグローバル経済の利益を享受できる環境を整備するとともに、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、日本国内の徹底したグローバル化を進める。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
経済連携の推進	TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、	内閣総理大臣
	RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時	(経済再生担

	並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。	当大臣)
	〒 1 (北西山)//・フン・ロー 「次ののは、)(1年7年 ()(/ ・ / 。	外務大臣
		財務大臣
		別務人臣 農林水産大臣
		,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
日本学歴史日の加	エキのケドサロ人にいいて、マギャフにしり皮のしょ	経済産業大臣
国家戦略特区の加	平成 26 年臨時国会において、審議未了により廃案となっ	内閣総理大臣
速的推進	た、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環	(地方創生担
	境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値	当大臣、内閣
	に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国	府特命担当大
	家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制改	臣(国家戦略
	革メニューを追加し、必要な法的措置を速やかに講じる。	特別区域))
	改革のスピードを加速させるため、「『日本再興戦略』改訂	
	2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)及び「国家戦略特区	
	における追加の規制改革事項等について」(平成 26 年 10 月	
	10 日国家戦略特別区域諮問会議取りまとめ)の記載事項並	
	びに平成 26 年夏の全国提案を踏まえ規制改革等を行うべ	
	きもののうち、法改正を要しないものは、遅くとも本年度	
	内に実現する。	
	また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改	
	革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に	
	進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な	
	支援を行う「地方創生特区」を、今春を目途に、新たに指	
	定する。	
	さらに、遠隔医療、自動飛行等の「近未来技術に関する実	
	証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大	
	胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も	
	念頭に、自治体とのマッチングを図る。(再掲)	
インフラ輸出・資	インフラ輸出や中小企業の海外展開等を支援する独立行政	経済産業大臣
源確保	法人日本貿易保険について、国の政策意図の反映など国と	, <u> </u>
	の一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向	
	上させることを目指し、全額政府出資の特殊会社に移行す	
	るため、必要な法的措置を速やかに講じる。	
	海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又	 総務大臣
	はこれらの関連事業を行う者に対して資金の供給、専門家	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外	
	通信・放送・郵便事業支援機構(仮称)の設立等のため、	
	必要な法的措置を速やかに講じる。	
 新たな政府横断的	クールジャパン機構によるリスクマネーの供給により、事	経済産業大臣
カールジャパン推	業案件組成等を逐次実施する。	
	本本口型以子で必以大肥りる。	
進体制の構築		

三. 重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価

重点施策については、集中実施期間中、平成26年度以降の各年度において少なくとも一回、各年度の1月を基本として、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行うものとする。その際、実施の効果に関する評価については、「日本再興戦略」に掲げられた、政策群ごとに達成すべき成果目標(KPI: Key Performance Indicator)の達成状況を可能な限り勘案して行うものとする。

この評価の結果及び経済事情の変動を勘案して検討した上で、必要があると認めるときは、本計画を改定するものとする。